

第七回 参議院内閣委員会會議録第九号

昭和二十五年三月十五日(水曜日)午後二時三十五分開会

本日の會議に付した事件

○国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。

国家行政組織法の一部を改正する法律案、これを議題といたします。

政府から提案の理由の説明を求めます。

○政府委員(一松政二君) 只今提案になりました国家行政組織法の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

今回の改正案に盛り込まれた内容は、主として次の三点であります。

第一には、今国会において別に御審議をお願いいたしております国家公務員の職階制に関する法律案に関連いたしまして、所要の調整を行わんとする点であります。御承知のように、現行の国家行政組織法第二十條第一項は、各行政機関の内部部局には、それぞれその長として、局長、部長、課長という職を置くことを例とする旨規定いたしているものであります。この局長、部長、課長という名称が、職階制における職級の名称と如何なる関係にあるか明瞭にされていないのであります。国家公務員の職階制に関する法律案におきましては、職階制による職級の名称がその職級に属するすべての官職の公式の名称である旨を規定します。

と共に、行政組織の運営その他公の便宜のために、組織上の名称その他公の名称を設け及びこれを使用することを妨げない旨を明らかにしているものであります。今回提案されました国家行政組織法の一部改正案におきましては、右の規定に対応いたしまして、各行政機関の内部部局の長には、職階制による職級の名称の外組織上の名称として、局長、部長及び課長の名称を付するものであることを明示いたしました。

改正の第二点は、各行政機関における官房長、官房次長及び局又は部の次長等の特別の職に関するものであります。現在これらの職を設置する場合はいずれも、各省庁の設置法で規定しているものであります。国家行政組織法の規定の上では、これらの職を置く場合は法律によらなければならない旨の制限はないのであります。政府としては、各行政機関の内部部局の外更にこれらの特別の職につきましても、その濫設を防ぎ、以て行政機関の規模を簡素化する方針を取っておりますので、今回の改正案におきましては、特にこの点を法律上明定することといたしました。

第三点は、府、省、本部の官房又は局に設置されております部及び行に設置されております局の存続期限の延長に関するものであります。これらの部及び局は、今年五月三十一日までを限り置かれることとなつておるのであります。政府といたしましては、先

設の行政機構の改革を以て必らずしも満足しているものではなく、更に根本的な簡素化を行いたい所存であり、そのための調査を進めておりますので、右の部及び局の問題につきましては、それと併行して考慮することといたしたく、従つてその存続期間を更に一年間延長したいと思つております。

以上が本改正案の主要な内容であります。これは、国家公務員の職階制に関する法律案との関連において、又、行政機構の根本的な再検討を行う見地より、いずれも必要な改正であります。何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことを御願いたします次第であります。

○委員長(河井彌八君) 本案について何か御質疑ありますればこの際お願いいたします。……尚次長からこの法律案の條文について説明願います。

○政府委員(大野木充彦君) 二十條の一項でございますが、これは只今の提案理由で申上げましたように、第三條の各行政機関には第七條の内部部局に於てそれぞれその長として左の職を置くことを例とするということで一応局長、部長、課長と掲げてあるのでございしますが、この局長、部長、課長というのが今回別に御審議を願つております職階法案における職級との関係が、この現在の二十條では必ずしも明確でございませぬので、これがこの局長、部長、課長というものが職階法案によりましていづゆる職級とは別に組織上の名称

であるということをはつきりいたしましたために、この二十條を改正案の一項のように直した方がはつきりするということと提案いたしておる次第でございます。

それから二十條の二項は現行法では「前項の職に係る所掌事務の範囲及び権限は、国家公務員法の規定に従つて、これを区分しなければならぬ」ということになつておるのでございしますが、実は初めにこの行政組織法が立案せられました時代には、職階法の内容がはつきりいたしておりませんでした。従つてこの局長、部長、課長というような分り方によつてその所掌事務の範囲、権限がこの職階法で規定されるというように一応考へられておつたのでございします。職階法は御承知のような形では局長、部長、課長というような區別を採りませんので、従つてこの第二項はいわば今日となりましては意味のない規定となりますので、これを省きまして、その代りにこの第一項に似ておりますが、必ずしもすべての府、省に置かれておるとは限りません。官房の長それから次長、或いは又局長、部の次長、それらに準ずる職を置く場合には、従来は必ず法律でなければならぬというところは誰つてなかつたのであります。今回それは法律によるというところははつきりいたしまして、その濫設を防ぐということにいたしております。

次に附則第二十四條の二は外局の部、外局の局等の規定でございますが、これは現行法ではこの五月三十一日まで置くことができるということになつておるのでございしますけれども、提案理由でも申上げましたように、只今根本的な行政機構の改正について研究が進められておりますので、それが決まりましたときに同時にこれらにつきましても、それと併せて措置をした方が適當であろうということで、更に一年間の延期をして頂くように規定いたしております。

次に附則の第二十五條でございますが、この二十五條には「第十九條の規定のうち、職に關しては、国家公務員法の定める職階制が確立実施される日から、これを適用するものとし、その日まで行政機関に置かるべき職員の種類及び所掌事項は、法律又は政令に別段の規定があるものを除く外、従来の職員に關する通則によるものとし、その定員に關しては、昭和二十四年一月一日から、これを適用する」という大體第一項に三つのことが規定されているのでございします。第十九條に規定しております職につきましても、今日職階法案で大体この職というものの觀念がはつきりして参りまして、それによりまして、その十九條にありますが、職階制の確立する前にすでに各職員がそれぞれ占むる職位として存在するものであつて、その限りにおいては職階制の確立実施まで待たなくてもすでにこの職に存在するということと、すでにこの点につきましては定員法でその職の数が規定されているような状

態でございしますので、この第一段の規定は必要ないものと分つて参りましたので、これを省きますこと、それから第三段目の定員に関しては二十六年六月一日から施行するということ、これは定員法が施行されておりますのでこれは問題ありません。そこで二段目の「行政機関に置かるべき職員の種類及び所掌事項は、法律又は政令に別段の規定があるものを除く外、従来の職員に関する通則によるものとする。」というのでございしますが、この点につきましては、ここに掲げてあります職員の見解は先の職員の観念とは違つてありまして、むしろ旧い観念の職員でありまして、この従来の職員に関する通則と申しますのは、各庁職員通則に掲げられております事務官、技官、教官等の種類並びにその所掌事項を指しているわけでありまして、この点は具体的に申し上げますと、実は恩給法との関係におきまして、恩給法が、官吏について恩給が支給されるような規定になつておりますので、現行の恩給法を適用いたしますためには、どうしても従来の職員についての官の観念を残して置きませんと恩給法が適用しにくい、されないということになりますので、この二段目だけを特に残すことにいたしました。これは今回の改正法の附則の二項に持つて行つたわけでございます。

それから二十五條の二項に「前項に規定する日までは、事務次官は、一級の官吏、秘書官は、二級の官吏とし、庁の長官は、法律に別段の規定があるものを除く外、一級の官吏とする。」という規定がございしますが、これに類似いたしました規定は、実は各省官制通則に規定があつたのでございしますが、御承知の通りこの各省官制通則は内閣官制の廃止に関する政令でもつて廃止されておりました、そうしてこの局長以下の級別のことも、従つて廃止されているのでございします。又特別職であります官房長官とか政務次官に関する級別の規定、法律もいづれも廃止されておりますので、それと歩調を合せまして、この二項事務次官、秘書官、庁の長官についての規定も廃止することにしたわけでありまして、向一級二級三級という区別が、御承知の官吏任用叙級令の廃止によりまして一応廃止になつておるのでございしますけれども、ただ経過的に人事院規則でもつて当分の間はまだ使われておるというふうな状態になつております。

それから附則でございしますが、附則の二項は只今二十條によつて説明申上げましたように、全く恩給法との関係におきましてどうしても残す必要がございしますので、その関係がはつきりいたしますように、特に「職員の官に関する従来の種類及び所掌事項については、なお、その例による。」ということをはつきりいたしまして、その点だけを残してある次第でございします。それから附則の第三項は、この官に関する従来の種類及び所掌事項は、端的に申上げれば新しい恩給法ができれば廃止されて然るべきなんでございしますけれども、今日まだ恩給法が改正されないで古い恩給法が残つておりますので、職階制が実施されて、それが恐らくは次々に実施されて行くだろうと思つたので、その職階制の実施と見合つて、それに適合したような国家公務員法による新しい恩給の法律が人事院で決められ、立案されて、それが法律になるとときに、この新しい恩給法が作られるときになつたらこれが廃止されてもよろしいのでございします。その点を三項に掲げまして、「職階制の実施に伴い、人事院の定める日においてその効力を失ふ。」つまり新しい恩給法ができてから、これを廃止してもいいということをして人事院が認めまして、人事院の方でそういう規定を作りましたときに、この二項を廃止すると、こういうことになった次第でございします。大体各條につきましての御説明は以上の通りであります。

○委員長(河井彌八君) それでは都合によりまして本日は委員会の審議をこの程度で止めておきまして、これで散会いたします。

午後二時五十九分散会
出席者は左の通り。

委員長	河井 彌八君
委員	淺岡 信夫君 小林 英三君 稻垣平太郎君 小杉 繁安君 竹下 豊彦君 堀 眞琴君

政府委員
行政管理政務次官 一松 政二君
行政管理庁次長 大野木克彦君
総理府事務官(行政管理局管理部長) 中川 融君
三月十日本委員会に左の事件を付託された。

一、食糧事務所食糧検査官増員に関する陳情(第三三三三号)
第三三三三号 昭和二十五年二月二

十七日受理
食糧事務所食糧検査官増員に関する陳情(一通)
陳情者 東京都港区芝西久保巴町 三五全国町村会内 伊藤 幟外一名

昨年九月政府が実施した行政整理により、食糧検査員の減員が行われた結果、地方供出町村においては検査、買入れその他一連の関連業務が極めて滞り不円滑となり、一方これを補う非常勤者等の動員により、粗ろな遅延が加わり、とくに代金支払事務における過誤、遅延は、金づまりの農家にいちじるしい困難をもたらしたもので、町村全体の供出完遂、延いては町村事務の不便と生産意欲を減退せしめることとなるから、少くとも昨年整理前の線

まで定員を増加するとともに、目下動員されている非常勤者を常勤者とするよう必要定員法の改正と予算措置を講ぜられたいとの陳情。

三月十四日本委員会に左の事件を付託された。

総理府設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五條第一項の表中交通事業調整審議会、地方制度調査会及び地方税審議会の項を削り、

新聞出版用紙割当審議会	新聞出版用紙の割当に関する法律(昭和二十三年法律第二百十一号)に基づき、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を審議すること。
新聞出版用紙割当審議会	新聞出版用紙の割当に関する法律(昭和二十三年法律第二百十一号)に基づき、新聞出版用紙の割当に関する重要事項を審議すること。
中央青少年問題協議会	青少年の指導、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な事項を調査審議し、及びその施策の適切な実施のため必要な連絡調整を図ること。

附則
この法律は、昭和二十五年四月一日から施行する。

三月十四日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案
新聞出版用紙の割当に関する法律の一部を改正する法律案

新聞出版用紙の割当に関する法律（昭和二十三年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。
 附則第三項を次のように改める。
 3 この法律は、昭和二十六年四月一日にその効力を失う。
 附則第四項を削る。
 附 則
 この法律は、公布の日から施行する。

第五号正誤

頁 段 行 誤 正

三 二 二 堀 眞 琴 堀 眞 琴
 “ “ “ カニエ那彦 カニエ邦彦

昭和二十五年三月二十五日印刷

昭和二十五年三月二十五日發行

参議院事務局

印刷者 印刷所